

大分県報

平成二十九年
号外（八六）
九月二十九日

（金曜日）

目次

条 例

- 職員の子育休等に関する条例の一部改正……………一
- 大分県使用料及び手数料条例の一部改正……………二
- 大分県産業振興条例等の一部改正……………三
- 警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正……………三

○条 例

職員の子育休等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十二号

職員の子育休等に関する条例の一部を改正する条例

職員の子育休等に関する条例（平成四年大分県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号イ(2)中「第二条の三第三号」の下に「及び第二条の四」を、「という。」の下に「（第二条の四に規定する場合に該当する非常勤職員にあつては、その養育する子が二歳に達する日）」を加える。

第二条の四を第二条の五とし、第二条の三の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項の条例で定める場合）

第二条の四

育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は

平成二十九年九月二十九日

当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するときは、

- 一 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳六か月到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳六か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- 二 当該子の一歳六か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する場合

第三条第七号中「場合」の下に「又は第二条の四に規定する場合」を加える。

附 則

この条例は、平成二十九年十月一日から施行する。

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十三号

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三の旅行業登録事務の項中「旅行業登録事務」を「旅行業法関係事務」に、

旅行業者 代理業登 録申請手 数料	一件	一五、〇〇〇円
----------------------------	----	---------

を

旅行業者 代理業登 録申請手 数料	一件	一五、〇〇〇円
旅行サー ビス手配	一件	一五、〇〇〇円

に

大分県報号外（条例）

業登録申
請手数料

一〇〇〇戸
以上

一件

一八、〇〇〇円

改め、同表の通訳案内士関係事務の項中「通訳案内士関係事務」を「通訳案内士法関係事務」に、「通訳案内士登録手数料」を「全国通訳案内士登録手数料」に、「通訳案内士登録証訂正手数料」を「全国通訳案内士登録証訂正手数料」に、「通訳案内士登録証再交付手数料」を「全国通訳案内士登録証再交付手数料」に改め、同表の不動産特定共同事業法関係事務の項を次のように改める。

不動産特定共同事業法関係事務	不動産特定共同事業業許可申請手数料	一件	八〇、〇〇〇円
	小規模不動産特定共同事業の登録又は登録更新申請手数料	一件	六〇、〇〇〇円

別表第三の高齢者の居住の安定確保に関する法律関係事務の項の次に次のように加える。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律関係事務	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請手数料	三〇戸以上四九戸以下	一件	一三、〇〇〇円
	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数	一〇戸以上二九戸以下	一件	一二、〇〇〇円
		二戸以上四戸以下	一件	九、〇〇〇円
		五戸以上九戸以下	一件	一一、〇〇〇円
		一戸	一件	八、〇〇〇円
		五〇戸以上九九戸以下	一件	一五、〇〇〇円

附則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第三の旅行業登録事務の項の改正規定 公布の日
- 二 別表第三の不動産特定共同事業法関係事務の項の改正規定 平成二十九年十二月一日
- 三 別表第三の通訳案内士関係事務の項の改正規定 平成三十年一月四日
- 四 別表第三に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律関係事務の項を加える改正規定 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十四号）の施行の日（平成二十九年十月二十五日）

大分県産業振興条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

大分県知事 広瀬 勝貞

大分県条例第三十四号

大分県産業振興条例等の一部を改正する条例

（大分県産業振興条例の一部改正）

第一条 大分県産業振興条例（昭和三十八年大分県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条 第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項第六号中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第二十条」を「第二十五条」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第七号を第六号とする。（大分県税特別措置条例の一部改正）

第二条 大分県税特別措置条例（昭和三十八年大分県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

- 四 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下「地域経済牽引事業促進法」という。）第四条第二項第一号に規定する促進区域（以下「促進区域」という。）内において、地域経済牽引事業促進

法第二十四条に規定する承認地域経済牽引事業（以下「承認地域経済牽引事業」という。）の用に供する施設を設置した事業者（指定工場等を有する者に限る。）
第一条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第二条第一号中「次条第一号、」を削り、同条第二号中「次条第二号、」を削り、同条第四号中「次条第四号、」を削る。

第二条の二を次のように改める。

第二条の二 削除

第三条の見出し中「同意集積区域」を「促進区域」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

促進区域内において、地域経済牽引事業促進法第四条第六項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意（平成三十一年三月三十一日までに行われたものに限る。）の日（以下「同意日」という。）から起算して五年内に承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令（平成十九年総務省令第九十四号）第二条に規定するもの（以下「促進区域対象施設」という。）を設置した事業者（指定工場等を有する者に限る。）に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に定める県税を課さない。

第三条第一号及び第二号中「同意集積区域対象施設」を「促進区域対象施設」に改める。

第三条の五第一項中「第五条第十九項」を「第五条第十八項」に改め、「法人税法施行令」の下に「（昭和四十年政令第九十七号）」を加える。

第四条第一項各号列記以外の部分中「第二条」の下に「、第二条の三」を加え、同項第三号中「、工業等導入地区特別償却設備」を削り、「同意集積区域対象施設」を「促進区域対象施設」に改め、同条第二項中「、第二条の二第二号」を削る。

第五条第一項中「、工業等導入地区」及び「、工業等事業用設備」を削り、「同意集積区域対象施設」を「促進区域対象施設」に改め、「第二条」の下に「、第二条の三」を加え、同条第二項及び第四項中「第二条」の下に「、第二条の三」を加える。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の大分県産業振興条例第二条第一項第五号の規定並びに第二条の規定による改正後の大分県特別措置条例第一条

第四号及び第三条の規定は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第四条第六項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日から適用する。

（大分県産業振興条例の一部改正に伴う経過措置）

2 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号。以下「一部改正法」という。）附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた企業立地計画に従い平成三十年三月三十一日までに新設され、又は増設される工場等に係る適用工場等の指定については、なお従前の例による。

（大分県特別措置条例の一部改正に伴う経過措置）

3 一部改正法附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた企業立地計画に従い平成三十年三月三十一日までに設備を設置する事業者に対する課税の免除については、なお従前の例による。

4 第二条の規定による改正後の大分県特別措置条例（以下「新条例」という。）第三条の規定の適用を受けることとなった者が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前又は施行日から一月を経過する日までの間に提出すべき新条例第四条第一項に規定する申請書及び新条例第五条第二項に規定する徴収猶予申請書の提出期限は、新条例第四条第一項及び第五条第二項の規定にかかわらず、施行日から一月を経過した日とする。

警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十五号

警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部を改正する条例

第一条 警察署の名称、位置及び管轄区域条例（昭和二十九年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表の大分県大分南警察署の項中「松が丘四丁目」の下に「、寒田わかば台」を加える。

第二条 警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部を次のように改正する。

別表の大分県大分南警察署の項中「寒田わかば台」の下に「、判田台東一丁目、判田台東二丁目、判田台北一丁目、判田台北二丁目、判田台北三丁目、判田台北四丁目、判田台南一丁目、判田台南二丁目、判田台南三丁目、判田台南四丁目」を加える。

平成二十九年九月二十九日

大分県報号外（条例）

附則

この条例中第一条の規定は平成二十九年十一月三日から、第二条の規定は平成三十年一月六日から施行する。